

株式会社 ニシザワ 行動計画

全ての従業員がその能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図り、仕事と子育てを両立させることができる具体的な取組みを進めるため、また、地域社会との共存を図りながら企業活動を進めるために、以下のような行動計画を定めます。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

2. 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・1人以上取得すること。

女性社員・・・取得率を70%以上にする。

<対策>

- ・平成27年5月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため社内報等を活用した周知の実施。
- ・平成27年4月～ 従業員本人または配偶者の出産時期が近づいた場合に、人事課に申し出ることにより、種々の育児支援措置について相談できるようにする。

目標2 平成32年3月までに、小学生未満の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- ・平成27年5月～ 総務部・労働組合において、労働者の具体的なニーズの調査、制度導入の詳細について検討。

目標3 法に基づいた休業制度・休業給付等、諸制度の周知

- ・平成27年5月～ 社内報を活用し、実際に活用できる制度として何があるのかを従業員へ周知する。

目標4 高校生・短大生・大学生に関わらず、インターンシップの積極的受入。地元中学生の職場体験の受入。

<対策>

- ・平成27年4月～ 受け入れ態勢について調査検討。
- ・平成27年7月～ 各店舗に受け入れ要請。